

第三十八回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議 録 第 六 号

昭和三十六年三月三十日(木曜日)
午前十一時八分開議

出席委員

委員長 山口 好一君
理事 菅野和太郎君 理事 齋藤 憲三君
理事 中曾根康弘君 理事 中村 幸八君
理事 前田 正男君 理事 岡 良一君
理事 岡本 隆一君 理事 原 茂君
有田 喜一君 佐々木義武君
島村 一郎君 谷垣 專一君
西村 英一君 保科善四郎君
細田 吉藏君 三和 精一君
石川 次夫君 加藤 清二君
田中 武夫君 松前 重義君
山口 鶴男君 受田 新吉君

出席國務大臣
國務大臣 池田正之輔君

出席政府委員
科学技術政務次官 松本 一郎君

總理府事務官
(科学技術庁長官官房長) 島村 武久君
總理府事務官
(科学技術庁振興局長) 原田 久君
總理府事務官
(科学技術庁原官) 文吉君
總理府事務官
(科学技術庁原官) 井上啓次郎君
總理府事務官
(科学技術庁原官) 井上 亮君

委員外の出席者
總理府事務官
(科学技術庁原官) 井上啓次郎君
總理府事務官
(科学技術庁原官) 井上 亮君

總理府事務官
(科学技術庁原官) 井上 亮君

三月三十日
總理府技官
(科学技術庁原官) 田中 好雄君
子力局核燃料課

委員 赤澤正道君、稻葉修君、河野正君、小林信一君及び内海清君辭任につき、その補欠として島村一郎君、三和精一君、加藤清二君、松前重義君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 島村一郎君、三和精一君、加藤清二君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として赤澤正道君、稻葉修君、河野正君及び内海清君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
連合審査会申し入れに関する件
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○山口委員長 これより會議を開きます。
暫時休憩いたします。
午前十一時九分休憩

午後一時四十二分開議
○山口委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案について質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 別に御質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○山口委員長 これより討論に入りますが、別段討論の申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。
本案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○山口委員長 この際、石川次夫君より、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者よりその趣旨説明を求めます。石川次夫君。

○石川委員 この点につきましては、昨日も私から質問してありますが、今度の改正は、客観情勢、すなわち、研究開発の進展に伴いまして、この法制定当時予想されたことに若干の変化が生じたので、これに対応するための法律改正になって現われたのでございま

す。これによって原子炉、核燃料物質及び国際規制物質に必要な規制を行う。一つは、臨界実験装置についての規制の強化をはかり、原子力施設について定期検査に関する規定を設けるというようなことで、われわれとして、このように安全に関する一段の進歩を遂げたのがこの法案の内容であると考えますので、基本的な形としては、先ほども満場一致の賛成を得られたように、われわれとしても全面的に賛成をする次第であります。

ただ、問題は、先般内閣委員会でも通過した原子力委員会設置法の一部改正法によって原子炉安全専門審査会というものが法制化されて、常置機関になる予定になっておるようでありまして、この法律を通すときに附帯条件をつけまして、原子力委員会ではこの原子炉安全専門審査会の意見を尊重しなければならぬということにきめられておるわけでありまして、従って、今回この法律の改正案が出たわけでありまして、百尺竿頭一歩を進めまして、製錬の事業あるいは加工の事業に対する規制における許可の基準についても原子力委員会の意見を尊重することになっておりますので、これについても、実は原子炉安全専門審査会の意見を尊重することにしたいという気持はやまやまでございますけれども、大体原子炉安全専門審査会ではそのような機能を果たしてございまして、この際、一応二十四条に規定されております原子炉の設置、運転等に関する規制にお

る許可の基準を定める場合に、原子力委員会の意見を聞き、これを尊重すると同時に、原子力委員会は、さらに先般通過し、法制化される見込みになつております原子炉安全専門審査会の意見を尊重するというにしまして、さらに一段とその規制を強める必要が現段階においてはあつたのではないかとこの意味で、附帯決議を用意いたしましたわけでありまして、一応これを讀み上げてみます。

附帯決議

政府は、原子炉の設置に関する許可をなすに当たっては、原子力委員会において、必ず原子炉安全専門審査会の意見を徴し、その意見を尊重するような措置すべきである。
右決議す。

文面は簡単でございますが、これは、おそらく皆さん方の満場一致の御賛同を得られるものと思ひ、ここに提案する次第であります。

○山口委員長 以上をもって趣旨説明は終わりました。
これより採決いたします。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認め、石川次夫君の動議のごとく決しました。

この際、附帯決議に対する政府の所信を求めます。池田科学技術庁長官。
○池田(正)國務大臣 ただいまの附帯

決議の御趣旨は、われわれとしても十分これは留意しなければならぬこととでございますので、あくまでもこれを尊重してやってみようでございます。そのことだけを明確に申し上げておきます。(拍手)

午後一時四十九分散会

〔参照〕
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○山口委員長 なお、ただいま議決いたしました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する委員会報告書の作成などに関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。

○山口委員長 この際、連合審査会開会申し入れの件についてお諮りいたします。

すなわち、ただいま文教委員会で審査中の国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案について、文教委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

なお、連合審査会が開会の運びとなりました場合には、開会の日時などにつきましては、文教委員長と協議の上、公報をもってお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。